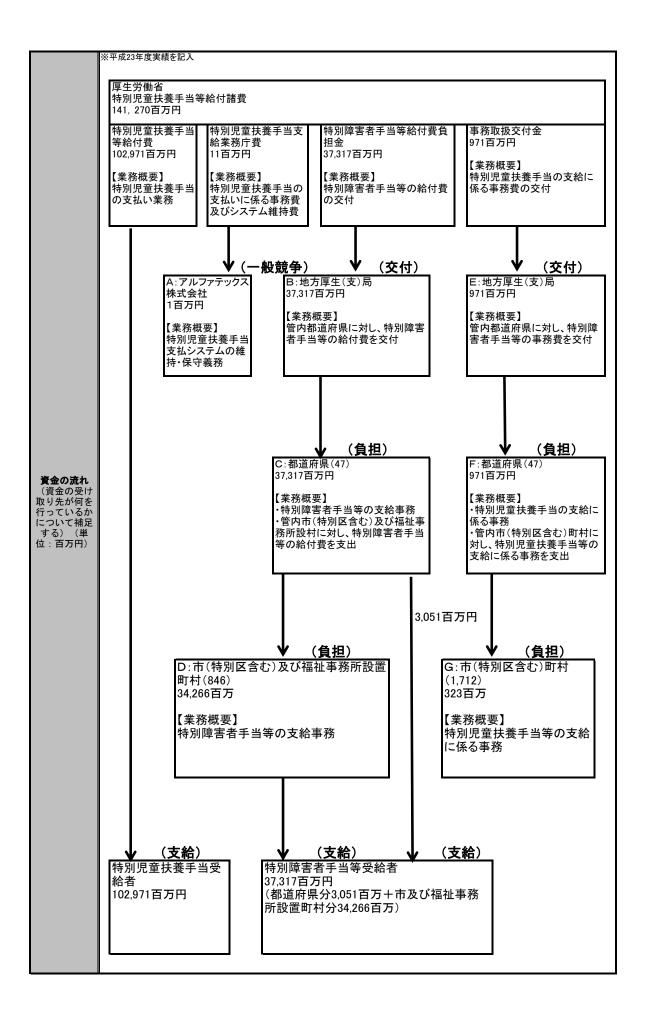
事業番号 0398

平成24年行政事業レビューシート(厚生労働省)							労働省)						
事	業名	特別児童扶養手当等給付蓄費			担当部	局庁	社会・援護局)障害保健福祉	部	作成責任者			
事業 終了(予	開始・ 定)年度	·度 昭和39		昭和39年	<u> </u>		担当記	果室	1	と画課		中	島誠
会記	区分	一般会計		施策	名	Ⅲ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生 の場、働く場や地域における支援体制を整備すること							
(具	心法令 体的な も記載)	第3条.	宣扶養手当等の支 第14条、第17条 金法等の一部を改 97条	、第26条の2			関係する 通知		事務取扱交付金交付要綱等				
**	OHD#A/	精神	又は身体に障	書を有する児					■┃ 、精神又は身体に重 者手当を支給するこ				
(目指簡潔に	の目的 旨す姿を :。3行程 以内)	o 目的 る。 す姿を 3行程			, G H 1 = 1,7,2								
(5行	別紙1のとおり 事 業概要 (5行程度以 」。別添可)												
実施	直方法	☑直	接実施	□委託・討	請負 □	補助		負担	☑交付	口貸付	□そ <i>0</i>	D他	
		_			21年度		22年度		23年度	24年	度	25	5年度要求
		予	当初予		133,414		136,743		140,441	152,1	42		147,870
予算	種・	算の	補正予		Δ 16								
執	行額 :百万円)	状況	繰越し		100,000		604		110.111	150.1	40		147.070
			計		133,398		137,347		140,441	152,1	42		147,870
			執行額		132,856				141,270				
		執行率(%) 99.59%			99.59%	99.78%		100.59%			日捶姞		
→ = =	コ 4間 75. ナぐ	成果指標				単位	21年度	22年度	23年月	芰	目標値 (年度)		
成男	標及び	障害認定基準に該当した者に対して、手当を支給するものであるため、数値で定量的に指標を示すのは 困難。			成果実績	_	_	_	_		_		
(29	トカム)				達成度	%	_	-	_				
				活動指標				単位	21年度	22年度	23年月	芰	24年度活動見込
江州 书	⊳4	사이미호나 축구 V.L. 구상사용(P.호박						特別児童扶養手 当 191,581	198,238	204, 6 (200,57		_ (223,597)	
活動	計標及び 助実績 トプット)	そのf ※活動	也の手当は、 動実績は各年	E度末の実績性	-数		活動実績(当初見込	ı,	特別障害者手当 114,568	114,328	115, 40 (118,03		- (123,145)
		※22年度の活動実績は、東日本大震災により、 特別児童扶養手当は福島県 その他の手当は、岩手県、宮城県を除いて集計。			0	み)		障害児福祉手当 64,989	64,682	64, 09 (67,81		- (68,802)	
									経過的福祉手当 8,093	7,165	6, 41 (7,136		- (6,381)
単位当たり コスト 事務費等 (4,798円/1人)				算出根拠	Ş	981,995,953円(平成2 /204,671人(平成2							
平		目		年度当初予算	25年度要求		dia::			な増減理由			
成		担金		38,710	38,13				·当2級及び特別障				
2 4		防費		13					障害者手当1級、降		4及び経過	的福祉	上手当につい
2	事務取			1,022	,		は、受給者	首の減	少が見込まれるた	め。			
5 年	特別児童技	養手	当給付費	112,396	108,71	15							
度予													
算													
内訳				150 144	147.070	4							
		計		152,141	147,870								

	事業所管部局による点検								
	評価	項目	評価に関する説明						
目的	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	毎年受給者数が増加している事業であり、優先度が高 い事業である。						
・予算の状	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業 となっていないか。	認定業務に関しては、地方公共団体が行っているが、 手当の支給に関しては、特別児童扶養手当は国が全て 支払い、特別障害者手当等に関しては国が3/4支払っ ている。						
況	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。							
資金の	0	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	システムの保守業務に関しては一般競争入札を実施 し、他の支出先については、都道府県、市町村、受給者 のみに限定されている。						
流れ	0	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	受給者数の伸びについて直近の実績を勘案し適正な水 準となっている。						
费	0	受益者との負担関係は妥当であるか。	特別児童扶養手当に関しては国が全て負担し、特別障害者手当等に関しては、国が3/4負担している。						
・使	0	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	監査指導を毎年実施することにより、手当給付制度の 適正な運用を図っている。						
途	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	手当給付に必要なものに限定して支出している。						
活	_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。							
動	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。							
実績	0	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	見込みは前年の実績を元に算出しているが、活動実績 はほぼ見込み通りとなっている。						
成果	_	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。							
実績		※類似事業名とその所管部局・府省名							
790	_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。							
果	る。 経費につ る。	については、毎年監査を実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っているため、必要最低限の合理的なものとなってい							
		予算監視・効率化チームの所見	Į.						
,		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく必要な事業であること の予算規模を維持すべきである。	∵から見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要						
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)									
;	現状通り	-							
	補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)								
	関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年行政事業レビュー 502 平成23年行政事業レビュー 0455									



		A.アルファテックス株式会社			E.関東·信越厚生局	
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	雑役務費	システム保守運用	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	298
	計		1	計		298
		<u>□ </u>			 F.東京都	
	費 目	使 途	金額	費 目	使途	金額
	負担金	特別障害者手当等給付費	(百万円) 11,802	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(東京	(百万円)
			,	交付金	都分) 特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市町	20
					村分)	
費目・使途						
(「資金の流れ」 においてブロッ						
クごとに最大の 金額が支出され						
ている者につい て記載する。費						
目と使途の双方で実情が分かる						
ように記載)	計		11,802	計		60
	н	 C.東京都	11,002	н	G.江戸川区	00
	費目	使 途	金額	金額 费日 体涂		
		特別障害者手当等給付費(市(特別区	(百万円)		特別児童扶養手当の支給に係る事務費(江戸	(百万円)
	負担金	含む)福祉事務所設置町村分)	3,355	事務費	川区分)	1.3
	扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	24			
	計		3,379	計		1.3
		D.足立区			H.	
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	扶助費	特別障害者手当等給付費	227			
	計		227	計		0

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	特別児童扶養手当支払システムの維持・保守業務	1	2	53%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

ь

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東·信越厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	11,802		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	7,546		
3	東海·北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,882		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,430		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	3,222		
6	中国•四国厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	2,681		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,510		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,244		
9					
10					

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別障害者手当等の支給	3,379		
2	神奈川県	特別障害者手当等の支給	1,741	\setminus	
3	千葉県	特別障害者手当等の支給	1,471	\setminus	
4	埼玉県	特別障害者手当等の支給	1,453		
5	新潟県	特別障害者手当等の支給	1,390		
6	長野県	特別障害者手当等の支給	776		
7	茨城県	特別障害者手当等の支給	566		
8	栃木県	特別障害者手当等の支給	412		
9	群馬県	特別障害者手当等の支給	389		
10	山梨県	特別障害者手当等の支給	225		

D.

<u> </u>	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	足立区	特別障害者手当等の支給	227		
2	江戸川区	特別障害者手当等の支給	223		
3	町田市	特別障害者手当等の支給	201		
4	練馬区	特別障害者手当等の支給	192		
5	世田谷区	特別障害者手当等の支給	167		
6	八王子市	特別障害者手当等の支給	157		
7	大田区	特別障害者手当等の支給	155		
8	板橋区	特別障害者手当等の支給	139		
9	葛飾区	特別障害者手当等の支給	124		
10	江東区	特別障害者手当等の支給	117		

E.

E					
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額(百万円)	入札者数	落札率
1	関東·信越厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	298		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	205		
3	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	121		
4	東海·北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	117	\setminus	
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	85		
6	中国•四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	57		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	54		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	35		
9					
10					

F.					
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額(百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別児童扶養手当の支給に係る事務	60		
2	神奈川県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	54		
3	千葉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	47		
4	埼玉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	43		
5	長野県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	22	\setminus	
6	茨城県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	18		
7	新潟県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	16		
8	山梨県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	13		
9	群馬県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		
10	栃木県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		

G.					
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	江戸川区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.3		
2	足立区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.2		
3	世田谷区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.2		
4	練馬区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.1		
5	八王子市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1	/	
6	板橋区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9	/	
7	大田区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9		
8	町田市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9		
9	葛飾区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.8		
10	江東区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7		

事業内容

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。

対象	補助率
特別児童扶養手当受給者	国10/10
特別障害者手当等受給者 	国3/4、都道府県及び市・福祉事務所 設置町村1/4
 都道府県及び市町村	国10/10
システム維持・保守会社	国10/10
	特別児童扶養手当受給者 特別障害者手当等受給者 都道府県及び市町村